

要望等に対する回答について

要望年月日：令和7年7月22日

要望団体名：国道281号整備促進期成同盟会

※「県政への反映区分」については、別紙のとおり。

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
1 国の公共事業関係費の大幅な増額について	近年、国の当初予における公共事業関係費は、6兆円程度で推移しており、令和7年度は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」関連分を含む令和6年度補正予算1.4兆円と合わせ、7.5兆円の規模となっています。 これらも踏まえ、県では、令和8年度政府予算等に関する提言・要望において、地方創生や国土強靱化を推進するため、国の公共事業関係費の総額を安定的・持続的に確保するとともに、直轄事業をはじめ、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金等県内の公共事業に係る予算を確保するよう、国に要望したところです。 今度とも、公共事業予算の安定的・持続的な確保を図るため、様々な機会を捉えて国に働きかけていきます。	B
2 防災・減災、国土強靱化に係る予算の確保について	令和6年能登半島地震も踏まえ、同様の被害を防ぎ、近年、激甚化・頻発化する自然災害から県民の生命や財産を守るため、防災・減災対策、インフラの老朽化対策、防雪及び凍雪害の対策等の国土強靱化に資する取組を推進していく必要があります。 このため、県では、令和8年度政府予算等に関する提言・要望において、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間終了後においても、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、5か年加速化対策を上回る規模で、資材価格の高騰や賃金水準の上昇にも対応した必要な予算・財源を、当初予算において通常予算とは別枠で確保し、その取組を計画的に推進するよう要望したところです。(B) 激甚化・頻発化する自然災害から県民の生命・財産を守るため、継続して防災・減災、国土強靱化の取組を実施していく必要があることから、令和8年度以降も、緊急自然災害防止対策事業債を延長するよう、要望したところです。(B)	B : 3

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
	加えて、令和6年能登半島地震への対応では、国土交通省のTEC-FORCEが被災地の復旧・復興に大きな貢献をしていることから、このような激甚な自然災害に備えるため、地方整備局等の体制を充実・強化するとともに、災害対応に必要なとなる資機材を確保するよう、要望したところです。(B) 今後とも、様々な機会を捉えて国に働きかけていきます。	
3 橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策の推進及び定期点検等に対する財政支援について	道路施設の老朽化対策を推進するため、令和2年度に国において「道路メンテナンス事業補助制度」が創設されたほか、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」には、「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策」が位置付けられ、本県に対し、これまでの補正予算を含め約602億円が措置されたところです。 県では、これらの予算を活用し、国道281号の茅森上の橋や鰻渕下の橋などの道路施設の老朽化対策に重点的に取り組んでおり、令和8年度政府予算等に関する提言・要望においても、道路施設の老朽化対策を含めた「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の更なる推進や、道路施設の定期点検及び修繕等に対する財政措置等を国に要望したところです。 今後とも、様々な機会を捉えて国に働きかけていきます。	B
4 道の駅の活用に係る支援について	県では、令和8年度政府予算等に関する提言・要望において、道の駅の防災機能強化等に必要な予算の確保を含めた「災害に強い県土づくりへ向けた防災・減災対策への支援」を国に要望したところであり、今後とも、様々な機会を捉えて国に働きかけていきます。	B
5 必要な事業費の確保等について	激甚化・頻発化する自然災害への備えなど、災害外力・耐力の変化への対応等も図りながら、国土強靱化に資する取組を更に推進していくとともに、現下の資材価格や賃金水準の高騰などの諸課題にも対応していく必要があります。 このため、県では、令和8年度政府予算等に関する提言・要望において、地方創生や国土強靱化を推進するため、国の公共事業関係費の総額を安定的・持続的に確保するとともに、直轄事業をはじめ、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金等県内の公共事業に係る予算を確保するとともに、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、5か年加速化対策を上回る規模で、資材価格の高騰や賃金水準の上昇にも対応した必要な予算・財源を、当初予算において通常予算とは別枠で確保し、その取組を計画的に推進するよう要望したところです。	B

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
	今後とも、公共事業予算の安定的・持続的な確保を図るため、様々な機会を捉えて国に働きかけていきます。	
6 滝沢市～岩手町間（国道4号重複区間）の4車線化について	県では、内陸部における物流の円滑化や地域間の交流・連携を促進し、快適・安全な生活を支える道路として、一般国道4号の整備の重要性を認識しています。このため、令和8年度政府予算等に関する提言・要望において、滝沢市～岩手町間を含む一般国道4号の4車線化について国に要望したところであり、今後とも、国に働きかけていきます。	B
7 地域住民の通行の安全確保のため、岩手町大坊地区における歩道整備の事業化について	歩道整備については、県内各地から多くの要望があることから、必要性、緊急性を考慮しながら整備を進めている状況です。 要望の箇所については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら、総合的に判断していきます。	C
8 葛巻町繫地区～小屋瀬地区間の改良整備（道路拡幅、線形改良及び歩道整備）の事業化について	葛巻町繫地区～小屋瀬地区間の改良整備については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら、総合的に判断していきます。	C
9 安全な通行帯を確保するため、葛巻町中心部の流雪溝の抜本的な改修整備の事業化について	町中心部の流雪溝は、日常の道路パトロールや現地調査の結果を踏まえ、平成30年度から緊急性の高い箇所を優先して劣化箇所の修繕工事を実施しており、令和7年度においても、継続して実施する予定としています。要望箇所についての早期の抜本的な改修整備は難しい状況ですが、公共事業予算の動向等を見極めながら、総合的に判断していきます。	C
10 葛巻町城内小路地区の改良整備（道路拡幅及び線形改良）の事業化について	城内小路地区の改良整備については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら、総合的に判断していきます。	C
11 久慈市山形町平庭地区の改良整備（道路拡幅及び線形改良）の事業化について	平庭地区については、これまでルート検討や環境調査等を行ってきた経緯があり、長大トンネルを含む大規模な事業となることが見込まれることから、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら、総合的に判断していきます。	C
12 久慈市山形町案内～戸呂町口間の事業推進及び戸呂町口～久慈間の改良整備の事業化について	案内～戸呂町口間については、令和2年度に「案内～戸呂町口工区」として事業化し、令和7年度は道路改良工事を進めるとともに、トンネル築造工事に着手する予定であり、引き続き、整備推進に努めていきます。（A） 戸呂町口～久慈間については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら、総合的に判断していきます。（C）	A : 1 C : 1

要望項目	取組状況等	県政への 反映区分※
13 久慈市荒町地区の無電柱化の確実な事業推進について	荒町地区の電線地中化については、本年度、工事に着手する予定であり、早期整備に向けて取り組んでいます。	A
14 久慈市大川目地区（生出町地区）の事業推進及び大川目地区（森地区）、川貫地区の歩道整備の事業化について	歩道整備については、県内各地から多くの要望があることから、必要性、緊急性等を考慮しながら整備を進めている状況です。生出町地区については、本年度、用地測量に着手する予定であり、早期整備に向けて取り組んでいます。（A） ----- その他要望の箇所については、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら、総合的に判断していきます。（C：2）	A：1 C：2
15 久慈市街地の交通渋滞解消及び災害時の輸送ルートを確保するため、津波浸水想定区域を回避し、国道45号へ接続するバイパスの事業化について	国道45号へ接続する国道281号の久慈市街地のバイパスについては、早期の整備は難しい状況ですが、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら、総合的に判断していきます。	C
16 「岩手県新広域道路交通計画」における構想路線「(仮称)久慈内陸道路」の早期実現について	令和3年に策定した「岩手県新広域道路交通計画」では、国道281号を一般広域道路に、さらに、これに重ねる形で「(仮称)久慈内陸道路」を将来的に高規格道路としての役割を期待する構想路線に位置付けました。 この計画に基づき、国道281号については、将来的な高規格道路化を見据えた規格により、トンネル等による整備を順次進めているところであり、引き続き、令和2年度に事業化した久慈市「案内～戸呂町口工区」の整備推進に努めていきます。（A） ----- また、久慈内陸道路については、路線全体の整備の考え方やおおまかなルートの検討状況などについて、沿線の市町村と丁寧に意見交換しながら、検討を優先する葛巻町内の区間について、より詳細な地形図などを用いて、ルート検討の精度を上げていくなど、調査の熟度を高めていきます。（C）	A：1 C：1

「県政への反映区分」について

反映区分	記号	内 容
提言等の趣旨に沿って措置したもの	A	(1) 質問・照会等の内容であり、その趣旨を満たしたもの (2) 意見提言の趣旨に沿い、現行制度等で措置し、提言等の趣旨を満たしたもの (3) 市町村、団体等との連絡・調整等を要し、調整等により提言の趣旨を満たしたもの (4) 当該年度中に事業が完了し、提言等の趣旨を満たすもの (5) 当該年度中に完了しないが、事業に着手（当該年度中に着手予定を含む）し、事業完了時に提言の趣旨を満たすもの (6) その他、上記に類するもの ※この区分は、「措置済」、「完了」の区分とする。
実現に向けて努力しているもの	B	(1) 実現に向けて努力しているが、現段階で提言の趣旨を満たしていないもの (例)・制度・条例等の新設・改正等を要するもの ・予算措置（県単・国庫補助等）を要するもの ・市町村、団体等との連絡・調整等を要するもの (2) 国等の事務事業に係るもので、実現に向けて、県として要望・提案を行うなどしているもの (3) その他、上記に類するもの
当面は実現できないもの	C	(1) 現時点では、実現することが難しいもの (2) 優先順位等を見極めながら、状況に応じて判断するため、現時点では見通しが立たないもの (3) その他、上記に類するもの
実現が極めて困難なもの	D	(1) 県の行政には馴染まないもの (2) 実現が極めて困難なもの (3) その他、上記に類するもの
その他	S	反映区分の選択になじまないもの
	T	県民等からのお礼、感謝の類